

## 習志野市危険コンクリートブロック塀等安全対策費補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、地震に対するコンクリートブロック塀等の安全性の向上を図ることにより、災害に強いまちづくりを推進するため、地震時に倒壊のおそれのある危険コンクリートブロック塀等の安全対策に要する経費につき、習志野市危険コンクリートブロック塀等安全対策費補助金(以下「補助金」という。)を予算の範囲内で交付することについて、習志野市補助金等交付規則(平成20年規則第12号。以下「交付規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定める。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) コンクリートブロック塀等 コンクリートブロック造、石造、れんが造、その他これらに類する塀、門柱及びこれらの基礎をいう。
- (2) 危険コンクリートブロック塀等 市長が倒壊等の危険があると判断したコンクリートブロック塀等で、かつ、塀の高さが原則として1.2メートルを超えるものをいう。
- (3) 安全対策 危険コンクリートブロック塀等の除却又は改修により、安全かつ良好な状態にする対策を講じることをいう。
- (4) 所有者等 危険コンクリートブロック塀等の所有者(所有者が複数存在する場合は、その者らが代表者として選任した者)又は管理者(全ての所有者の同意を得ている者とする。)をいう。
- (5) 特定施工者 建設業法(昭和24年法律第100号)第3条第1項に規定する許可を受けている者又は建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)第21条第1項に基づき千葉県知事の登録を受けた者をいう。

### (補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業(以下「補助対象事業」という。)は、建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条に規定する道路又はこれに準ずる道路に面して築造された危険コンクリートブロック塀等の除却のうち、特定施工者が行うものとする。ただし、特定施工者が、請負契約によらず自ら工事を実施する場合を除く。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付を受けることができる者(以下「補助対象者」という。)は、危険コンクリートブロック塀等の安全対策を行う所有者等であって、次に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 市民税、固定資産税又は都市計画税を滞納していないこと。
- (2) 補助対象事業を土地又は建築物の販売及び賃貸を目的として行うものでないこと。

2 前項の規定にかかわらず、この要綱の規定による補助金を、同一箇所について受けたことのある者に対しては、補助金を交付しないものとする。

(補助対象経費等)

第5条 補助対象経費は、補助対象事業に要する費用とする。

2 補助金の額は、次のいずれかのうち、最も小さい額を限度とする。ただし、その額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額とする。

- (1) 補助対象経費に2分の1を乗じて得た額
- (2) 除却する危険コンクリートブロック塀等の長さ1メートル当たり10,000円を乗じて得た額
- (3) 100,000円

(事前相談)

第6条 補助対象者は、交付規則第5条の規定により補助金の交付を申請する前までに習志野市危険コンクリートブロック塀等安全対策費補助金事前相談依頼書(別記第1号様式)を市長に提出し、補助対象事業であることの確認を受けなければならない。この場合において、平成30年6月21日付け国住指第1130号において通知された「ブロック塀等の点検のチェックポイント」による点検を含む耐震診断をあらかじめ行うものとする。

(交付申請)

第7条 交付規則第5条の規定により補助金の交付の申請をしようとするときは、前条に規定する確認を受けた日が属する年度内かつ補助対象事業に係る契約を締結する前に、習志野市危険コンクリートブロック塀等安全対策費補助金交付申請書(別記第2号様式)に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 危険コンクリートブロック塀等の安全対策に関する計画書
- (2) 案内図
- (3) 補助対象事業に要する費用の見積書の写し

- (4) 同意書等、所有者間で合意されていることが確認できるもの(管理者が申請する場合や所有者が複数存在する場合)
- (5) その他市長が必要と認める書類

(交付の条件)

第8条 交付規則第7条の規定により付する条件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 補助金の交付を受けた年度の12月28日までに補助対象事業を完了すること。ただし、補助対象事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助対象事業の遂行が困難になった場合は、速やかに市長に報告し、その指示を受けること。
- (2) 危険コンクリートブロック塀等は、原則として全て除却すること。ただし、一部除却により、危険コンクリートブロック塀等による危険がなくなると認められる場合は、この限りでない。
- (3) 補助対象事業の遂行に伴い発生した廃棄物は、補助対象者の責任において適正に処理すること。
- (4) 補助対象事業の遂行により、新たな危険が生じることのないよう安全かつ良好な状態に保つこと。
- (5) 補助対象事業の遂行後、塀、フェンス等を新たに設置する場合は、交付申請時にその旨を明記し、建築基準法その他各種法令を遵守すること。
- (6) その他市長が必要と認める条件

(実績報告)

第9条 交付規則第16条の規定により実績報告をしようとするときは、習志野市危険コンクリートブロック塀等安全対策費補助金実績報告書(別記第3号様式)に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 補助対象事業に係る契約書の写し
- (2) 補助対象事業の遂行状況の記録及び写真
- (3) 補助対象事業の遂行に伴い発生した廃棄物の処分報告書
- (4) 補助対象事業に要した費用の請求書の写し
- (5) 補助対象事業に要した費用の領収書の写し
- (6) その他市長が必要と認める書類

(交付の請求)

第10条 交付規則第19条の規定により補助金の交付の請求をしようとするときは、習志野市危険コンクリートブロック塀等安全対策費補助金交付請求書(別記第4号様式)を市長に提出しなければならない。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。